

著作の典拠形アクセス・ポイントをめぐる問題点

木村麻衣子（日本女子大学）kimuram@fc.jwu.ac.jp

抄録 米国議会図書館 OPAC の書誌データを用いた小規模な調査を通じて、主要な責任を有する創作者の選択に関して RDA に規定のない著作群では、創作者の選択にばらつきが生じていることを示した。また、改訂を伴う著作群のうち第 1 著者の変更を伴う著作群では、著作の典拠形アクセス・ポイント構築に際して旧 RDA 本則/NCR2018 別法に従う場合と NCR2018 本則に従う場合で、著作単位が不一致となる可能性があることを示した。

1. 著作の典拠形アクセス・ポイント構築のための規則

2020 年 12 月、IFLA 図書館参照モデルに基づき、RDA が全面改訂された。本稿では、2020 年 12 月以降の RDA 公式版を「新 RDA」、改訂前の RDA を「旧 RDA」とする。

『日本目録規則 2018 年版』（以下、NCR2018）の内容は旧 RDA に依拠するところが大きい、旧 RDA とは異なる部分もある。そのひとつが、著作の典拠形アクセス・ポイント（以下、AAP）の構築に関する条文である。

旧 RDA は、複数の創作者による共著作の AAP の構築について、著作に対して主要な責任を有する個人・家族・団体（以下、agent）に対応する AAP と、著作の優先タイトルを組み合わせることを本則としている（6.27.1.3）。ただし別法として、創作者である各 agent に対する AAP を、採用した情報源の表示の順にすべて並べ、さらに著作の優先タイトルを組み合わせることを認めている。本則と別法のどちらを採用するかはデータ作成機関の判断に任されている。NCR2018 では、旧 RDA の別法を本則とし、旧 RDA の本則を別法としている（#22.1.2）。これは、日本の大多数の図書館では長らく記述独立方式を採用しており、著者基本記入方式、すなわち“主要な責任を有する”agent を複数の創作者の中から選択することが難しいとの考え方による¹⁾。

筆者は、NCR2018 の当該条文には 3 つの問題点があると考えた。1 つ目は、本則に従って AAP を構築した場合、複数の創作者のヨミを含めると非常に長い AAP となり、視認性が落ちることである。この点は、本稿では指摘するに留める。

2 つ目は、別法に従った場合、主要な責任を有する agent をどのように選択するのか、指示が少ないために、データ作成機関間で、同一著作に対する著作の AAP にばらつきが発生しかねないことである。旧 RDA の本則にも同様の問題があると言える。

3 つ目は、本則に従った場合と別法に従った場合で、著作の単位が異なるケースが出る可能性のあることである。単位とは、1 つの著作とみなす範囲のことで、著作の境界が決まれば、著作単位が決まることになる。NCR2018 の本則に従って作成した著作データと、別法/旧 RDA 本則に従って作成した著作データの単位が異なれば、著作データの機関間の相互運用に支障

を来す恐れがある。

本稿の目的は、上記のうち 2 つ目と 3 つ目の問題点について、問題の所在を明らかにし、新 RDA の条文も踏まえて論点を整理することである。

2. 主要な責任を有する創作者の選択

2.1 AACR2, RDA, NCR2018 における規則

旧 RDA の前身である『英米目録規則第 2 版（以下、AACR2）』は、著者基本記入方式を採用する目録規則であり、第 21 章「アクセス・ポイントの選定」では、著作の種別や著者の役割、人数等に基づき、どのように基本記入標目を決定するかが説明されていた。複数の agent が関わっている著作の原則は、主たる責任性が 2 または 3 の agent にある場合、最初の固有名を基本記入標目とし、残りの固有名は副出記入標目とする（21.6B2）；責任性が 4 以上の agent の間で分担されている場合は、タイトルを基本記入標目とし、最初の agent を副出記入標目とする（21.6C2）、というものである。

旧 RDA の著作の AAP 構築にかかる本則は、やはり最も主要な責任を有する創作者を選択する必要があることから、著者基本記入方式を引き継ぐものであると言える。しかし、AACR2 第 21 章の規則群は、旧 RDA では簡素化されている。例えば、AACR2 にはインタビューまたは意見交換の報告（21.25）、心霊との交信（21.26）の各著作についての条文があったが、旧 RDA では削除されている。NCR2018 は、旧 RDA に比べ、著作の AAP に関わる規則はさらに少ない。

新 RDA においては、著作の AAP は、著作の優先タイトルを基本とし、他の実体と区別する必要がある場合等に、創作者の AAP を含む他のエレメントを付加できることになっている（09.62.24.80）。しかし、米国議会図書館（LC）および国際的な共同目録プログラムである Program for Cooperative Cataloging（PCC）の参加機関のための適用細則である LC-PCC PS では、著作の AAP は、創作者である agent の AAP と著作の優先タイトルから構築し、agent の AAP の値は、著作に対して主要な責任を有する agent、最初に明示された agent の優先順位で決定する、とされている²⁾。すなわち、新 RDA の適用下においても、少なくとも LC と PCC 参加機関には、ある agent がある著作に対して“主要な責任を有する”かどうかの判断が求められている。また、主要な責任を有する agent

とは、必ずしも情報源に最初に明示された agent ではない。

2.2 LC の OPAC (LOC) の書誌データ調査

AACR2 には創作者の選択方法について規定があったものの、RDA には特段の規定のない著作群について、実際の目録データではどのように主要な責任を有する創作者が選択されているかを探ることを目的として、2023年3月27日に LOC を用いて以下の検索を行い、得られた書誌データを調査した³⁾。①インタビューの報告に関する書誌データについて、Name: Personal (KPNC): interviewer AND Name: Personal (KPNC): interviewee AND Keyword Anywhere (GKEY): rda AND interviews という検索式で検索を実行し、表示された 1,532 件の検索結果を出版年の新しい順に並べ替え、上位 100 件の書誌データを得た。②心霊との交信に関する書誌データについて、Subject: Authorized (SKEY): Spirit writings AND Keyword Anywhere (GKEY): rda という検索式で検索を実行し、88 件の書誌データを得た。調査では MARC21 書誌フォーマット上の基本記入標目(タグ 100, 以下 100 とする)の有無と、100 が何になっているかを確認した。

2.3 調査結果と考察

まず①について、インタビューを一部しか含まない資料を除外し、89 件を調査対象とした。AACR2 では、原則としてインタビューを受けた側 (interviewee) を基本記入標目に選ぶ規定となっている。調査の結果、100 が interviewee のものが 64 件、interviewer のものが 10 件、100 が存在せずタイトル記入となっているものが 14 件、その他 1 件であった。RDA 適用下では、情報源上の責任表示の先頭 (第 1 著者) が interviewee であれば、これが自動的に 100 に選ばれる可能性がある。この点を加味すると、89 件中、AACR2 の規定に明確に沿った基本記入標目の選択をしているものは 24 件、AACR2 の規定に沿わない選択をしているものは 10 件、第 1 著者が interviewee の場合など、AACR2 に沿った選択かどうかの判断がつかないものは 55 件であった。

②について、まず図書の内容を Amazon.com その他書籍販売サイトの内容紹介欄などで確認し、心霊との交信に関する資料と言えない 31 件を調査対象外とした。AACR2 では、原則として霊媒によって呼び出される心霊 (spirit) を基本記入標目とする規定になっている。調査対象の書誌データ 57 件のうち、心霊が 100 となっているものは 27 件、心霊以外の者が 100 となっているものは 24 件、タイトル記入となっているものが 6 件であった。

心霊以外の者が 100 となっている 24 件のうち、霊媒が 100 となっているものが 20 件あり、うち 2 件は霊媒が 100 となるに足る事情を見いだせたが、残る 18 件は、100 の選択が AACR2 の規定には沿っていないと言える。タイトル記

入の 6 件は、情報源に明示された霊媒が副記入標目 (MARC21 ではタグ 700) に記録され、その交信相手は内容紹介欄などで見る限りにおいて、不明であった。

これらを加味すると、②の調査対象資料のうち、AACR2 に沿った 100 の選択がなされているものは 37 件、AACR2 に沿わない選択をしているものは 19 件、不明 1 件であった。

以上の結果より、RDA 適用下で作成された書誌データであっても、AACR2 の規定に沿った基本記入標目の決定が行われている書誌データのほうが、AACR2 の規定に沿わない書誌データよりもやや多く、結果的に判断がばらついていた。このことは、何の基準もなく主要な責任を有する agent を決定することの困難さを示すとともに、データ作成機関間で著作の AAP のばらつきが発生しうる事実を示している。

かつて著者基本記入方式の是非が議論された際に、全著作の典拠コントロールを行うならば主要な責任を有する agent の選定は不要であり、統一タイトルの限定詞として単に最初の agent の統一形を用いればよいとの主張があった⁴⁾。そのようにすれば、確かに機関間で著作の AAP のばらつきは抑えられる。他方、図書館目録において誰が主要な創作者であるかを示す、すなわち著作責任性を明らかにする機能を重視する意見もある⁵⁾。現在でもこの機能を重視するならば、最初の創作者を無選別に著作の AAP の一部とすることは憚られる。

3 著作単位の形成

3.1 著作責任性と著作単位

1936 年に Pettee は、著作責任性の帰属の決定は、文献単位 (本稿では以下、著作単位とする) を形成するために最も迅速かつ確実な方法であること、すなわち著作単位の形成は基本記入標目の重要な機能であることを述べた⁶⁾。

基本記入標目を決めることが、著作単位を決めることでもあるという点は、著者基本記入方式の論拠とされてきた⁷⁾。この点には批判もあり、例えば Wilson は、著作単位の形成の重要性を認めつつ、図書館目録における著作責任性は形式的なもので、便宜的に基本記入標目を決めているに過ぎないため、著作責任性や著者基本記入方式は放棄可能であると主張した⁸⁾。

Yee は、著作を定義するために、著作責任性以外にも、コンテンツ、テキスト、メディアといった複数の基準がありうることを示した⁹⁾。新 RDA では、「Work. Entity Boundary」という項目 (18.99.20.39) に、2 つの著作が別著作であると判断するための複数の基準が示されている。ここでは agent は基準の 1 つという位置づけであり、著作責任性は相対的に軽視されているように見える。

ところが、AACR2 とは異なり、新旧 RDA を適用した MARC21 書誌フォーマットでは、創作者が何人いたとしても、最初の一人を (それが重要だと思うならば) 100 に立てることができる。

100に立てた創作者は著作のAAPの一部となるので、目録データのみを見ると、著作責任性はむしろ重視されているようにも見える。

3.2 AACR2, RDA, NCR2018における規則

橋詰は、AACR2では著作を正式には定義していないものの、第21章や第25章において、“著作の同一性の操作的定義”に相当する規定を設けていると指摘した¹⁰⁾。旧RDAとNCR2018においては、1件の著作に対して1件のAAPを構築するため、著作のAAPを構築することによって、著作単位を形成していると言える。例えば、NCR2018では、改作、改訂等の場合、“その改作、改訂等が既存の著作の性質および内容を実質的に変更している場合”は、新しいAAPを構築することとされており(#22.1.3)、旧RDAでも同様である。

一方新RDAでは、著作データは著作のタイトル(著作の優先タイトルでもよい)、著作のアクセス・ポイント(著作のAAPでもよい)、著作の識別子のいずれかを記録するとされており(39.90.90.13)、著作単位の形成に当たり著作のAAPの構築が必須というわけではない。

3.3 LOCの書誌データ調査

改訂された著作に着目し、旧RDA本則/NCR2018別法に従って主要な責任を有する創作者が選択される場合の著作のAAPと、NCR2018本則に従って構築した著作のAAPを比較し、著作の単位が異なるケースが出るか、出るとすればそれはどのような場合かを調査した。

2023年4月1日にLOCを用いて以下の検索を行った。検索式は、Keyword Anywhere (GKEY): 10th ed. AND Keyword Anywhere (GKEY): rda AND Name: Personal (KPNC): author | Language: Englishとし、10th ed.の部分を11th ed.から14th ed.まで順次変更して計5回の検索を行った。得られた92件から重複や最初の版の書誌データが確認できないもの、図書ではない資料を除き、計60件を調査対象とした。60件の書誌レコードについては、以前の版の書誌レコードも全て調査し、改訂に伴う責任表示の変化を調べた。

3.4 調査結果と考察

60件の書誌レコードを、改訂に伴う責任表示の変化によって以下の3つのグループに分けた。Aグループは、最初の版(以下、原著)の第1著者が、最新の版まで第1著者のままのもので、60件中15件あった。うち、大きなタイトル変更を伴うものは1件あった。Bグループは、版を重ねる中で第1著者が変更となるものの、原著者(複数の場合は原著者のうちのいずれか)が責任表示に残るもので、15件あった。うち、大きなタイトル変更を伴うものは4件あった。Cグループは、版を重ねる中で第1著者が変更となり、最新の版では原著者の誰も残っていないもので、30件あった。うち、大きなタイトル変更を伴うものは5件あった。

Aグループでは第1著者が変わらないため、

旧RDA本則/NCR2018別法によって構築する著作のAAPが途中で変わる(別著作となる)余地はない。ただし、タイトル変更を伴うケースでは、この変更が著作の性質および内容の実質的な変更を示すと判断された場合、変更の前後で別著作とみなすこともある。NCR2018本則に従った場合、第2著者以降の著者の追加や変更、減少を“著作の性質および内容の実質的な変更”とみなす可能性も皆無ではないが、おそらくは同一著作とみなされるものと考えられる。しかしこの判断は、結果的に第1著者の著作責任性を重く見ての判断である点に留意しておきたい。

Bグループにおいて、旧RDA本則のLC適用では、原著第1著者が引退しない限り、同一著作とみなされるが、NCR2018別法ではこの点の扱いが明確ではない。NCR2018本則では、情報源における著者の表示順序が改版前後で入れ替わった場合に、メンバーは同じであるため、別著作とみなさず同一著作とみなすこともできよう。この場合、別法に従った場合と比べ、著作の数が少ないことになる。

Cグループでは、NCR2018本則による場合、著者の入れ替わりによって新しいAAPとするか否かの判断が悩ましいものがしばしば見られた。例えば表1では、7版と8版の間で、第2著者のみが変わっている。これだけであれば、同一著作とすることもありうる。その場合、8版で第2著者であったSukysの名が著作のAAPにないまま、13版までを同一著作とみなすこともできる。しかし、Sukysの貢献に着目すれば表1のように著作の境界を設けることもできよう。新たなAAPを構築するかどうかの判断によって、著作の数や境界線の位置が前後し、これらは旧RDA本則/NCR2018別法に従う場合とも変わってくる。

LOCの書誌データの中には、情報源の責任表示の順序が変更されても、また情報源上特に目立って表示されているわけではなくても、前の版の第1著者を100に記録するものが見られた。これによって前の版と同一著作を形成することができるが、そのような処理が統一的行われているわけではなかった。

旧RDA本則/NCR2018別法と、NCR2018本則にそれぞれ基づいて構築した著作のAAPの間で、著作の境界の不一致や、著作数の不一致(すなわち著作単位の不一致)が起こる可能性があることを確認した。また、NCR2018本則に基づく場合、特にBグループとCグループにおいては、データ作成機関間でも著作単位が不一致となる可能性があることを確認した。

4 小結

本稿ではごく少数の書誌データを調査したに過ぎないが、少なくとも一部の著作群において、主要な責任を有する創作者の選定に関する規則が充分でない場合、データ作成機関間で同一著作に対する著作のAAPのばらつきが発生

する可能性があることを示した。さらに、改訂を伴う著作群のうち、特に第1著者の変更を伴う著作群で、旧 RDA 本則/NCR2018 別法に従う場合と NCR2018 本則に従う場合で著作単位が不一致となる可能性があり、NCR2018 本則に従う場合ではデータ作成機関間でも著作単位的不一致が起こる可能性を示した。

著作の AAP のばらつき、および著作単位のばらつきをある程度許容するにしても、全く基準がないままでは、相互運用のできない著作データを量産することになる。NCR2018 においても何らかの基準を設けることが望ましいと考えるが、その基準の1つに、LC-PCC PS のように著作責任性を含めるのかどうかは検討が必要である。著作責任性を考慮しないならば、より明確な著作単位の判断基準が必要であると考えられる。

【謝辞】

本研究は JSPS 科研費 18K18329 および 20H00013 の助成を受けています。

【注・引用文献】

- 1) 国立国会図書館収集書誌部 “典拠形アクセス・ポイント関連条文案 (素案) について” 2015-02-27. https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9229727/www.ndl.go.jp/jp/library/data/bib_h26_ndlresume1-1.pdf, (参照 2023-04-05).
- 2) “LC-PCC policy statements for authorized access point for work”. RDA Toolkit. 2023-04-03. https://access.rdatoolkit.org/en-US_ala-775d68d7-d219-3584-915e-3dbcb34a3ee0/e2a1a095-b729-42d2-9985-1563afc41109, (accessed 2023-04-28).
- 3) “Library of Congress Catalog “. <https://catalog.loc.gov/vwebv/searchAdvanced>, (accessed 2023-04-28).

//catalog.loc.gov/vwebv/searchAdvanced, (accessed 2023-04-28).

- 4) 例えば Brunt, Rodney. From main entry to work authority record. *Library Review*. 48(7), 1999, p. 328-336.
- 5) 例えば Madison, Olivia. The role of the name main-entry heading in the online environment. *Serials Librarian*. 1992, 22(3/4), p. 371-390. は、タイトル・ページ上の著者名の有無やレイアウトには一貫性がないが、利用者は図書館目録を通じて誰が著者であるかという情報の一貫性を保障されるべきであると述べた。
- 6) Pettee, Julia. The Development of Authorship Entry and the Formulation of Authorship Rules as Found in the Anglo-American Code. *The Library Quarterly*. 6(3), 1936, p. 270-290.
- 7) Nabil, Hamdy, M. The concept of main entry as represented in the Anglo-American cataloging rules. *Libraries Unlimited*, 1973, p. 37.
- 8) Wilson, Patrick. The catalog as access mechanism: background and concepts. *Library Resources & Technical Services*. 27(1), 1983, p. 4-17. (doc230318)
- 9) Yee, Martha M. What is a work? part 4. *Cataloging & Classification Quarterly*, 20(2), 1995, p. 3-24.
- 10) 橋詰秋子. 日本の図書館目録における「著作」：抽象的実体の操作的具體化にかかわる問題の検討. 慶應義塾大学, 2019, 博士論文. p. 168.

表 1. 改訂を伴う著作群のうち C グループ (大きなタイトル変更あり) の著作の例

版	タイトルと責任表示	旧RDA本則※	NCR2018本則
初版	College business law. 【100にRosenberg, R. Robert (Reuben Robert). 1900-】	Rosenberg, R. Robert (Reuben Robert), 1900- College business law	Rosenberg, R. Robert (Reuben Robert), 1900-; Ott, William G., 1909-1998; Byers, Edward E., 1921-1999. Brown, Gordon W., 1928-. Business law
2-4版	College business law [by] R. Robert Rosenberg [and] William G. Ott.		
5版	College business law 【Rosenberg, Ott, Byersの3名共著】		
6版	Business law : with UCC applications / R. Robert Rosenberg ... [et al.]. 【Rosenberg, Ott, Byers, Brownの4名共著】	Brown, Gordon W., 1928- Business law	Brown, Gordon W., 1928-; Sukys, Paul; Lawlor, Mary Ann. Business law
7版	Business law : with UCC applications / Gordon W. Brown, Edward E. Byers, Mary Ann Lawlor ; contributing author, Paul Sukys.		
8版	Business law : with UCC applications 【Brown, Sukys, Lawlorの3名による共著】	Sukys, Paul. Business law with UCC applications	Brown, Gordon W., 1928-; Sukys, Paul; Lawlor, Mary Ann. Business law
9-13版	Business law : with UCC applications / Gordon W. Brown, Paul A. Sukys		
14版	Business law with UCC applications / Paul A. Sukys, Professor of Law and Applied Philosophy, North Central State College, Mansfield, Ohio; Gordon W. Brown, Professor Emeritus, North Shore Community College, Danvers, Massachusetts.		
15-16版	Business law with UCC applications / Paul A. Sukys, Professor Emeritus of Law and Applied Philosophy, North Central State College, Mansfield, Ohio.		

※ 旧RDAはLCの適用による。新RDAでは、現在RDA Toolkitに表示されるLC-PCC PSIに従った場合。

